

2-2 社会的条件

2-2-1 人口及び産業

(1) 人口

泉南市及び阪南市の人口、世帯数及び人口密度の推移を表2-2-1、図2-2-1に示す。

泉南市の令和5年9月末日現在では、人口総数は58,992人、世帯数は26,546世帯、人口密度は1,204人/km²となっている。

阪南市の令和5年9月末日現在では、人口総数は50,934人、世帯数は24,150世帯、人口密度は1,408人/km²となっている。

令和元年度と令和5年度を比較すると、泉南市では人口総数及び人口密度がやや減少傾向であるのに対し、世帯数は増加傾向にある。また、阪南市では人口総数、人口密度がやや減少傾向であるのに対し、世帯数はほぼ一定である。

表2-2-1 人口、世帯数及び人口密度の推移

市	項目 \ 年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
泉南市	人口 (人)	総数	61,755	61,175	60,452	59,790	58,992
		男	29,919	29,570	29,186	28,881	28,426
		女	31,836	31,605	31,286	30,909	30,566
	世帯数 (世帯)	26,255	26,330	26,385	26,518	26,546	
	人口密度 (人/km ²)	1,261	1,249	1,234	1,221	1,204	
阪南市	人口 (人)	総数	53,969	53,282	52,483	51,695	50,934
		男	25,788	25,444	27,427	24,634	24,267
		女	28,181	27,838	25,056	27,061	26,667
	世帯数 (世帯)	24,144	24,188	24,136	24,145	24,150	
	人口密度 (人/km ²)	1,492	1,473	1,451	1,429	1,408	

注) 1. 各年9月末日現在。

2. 人口密度は、面積 48.98 km²(泉南市)、36.17 km²(阪南市)で計算。

出典：「地区別世帯人口統計 (<https://www.city.sennan.lg.jp/shisei/annai/tokei/1458795191323.html>)」(令和6年4月閲覧、泉南市)

「地区別人口・世帯数 (https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/somu/jinkou/jinkou_kihondaityou.html)」(令和6年4月閲覧、阪南市)

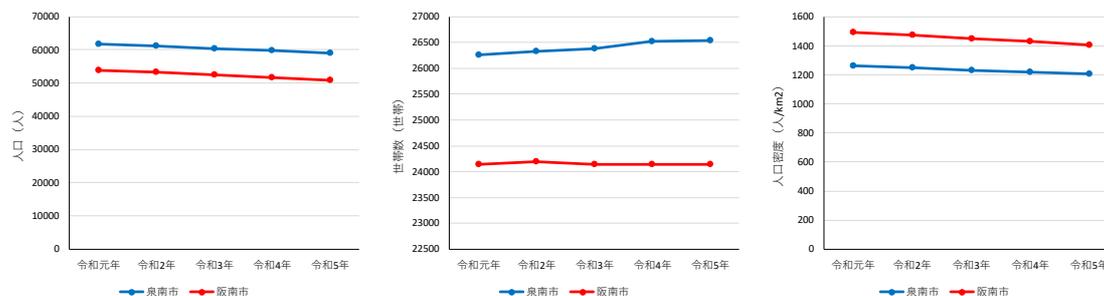


図 2-2-1 人口、世帯数及び人口密度の推移

(2) 産業

泉南市及び阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数を表2-2-2に示す。

泉南市の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ1,943か所、22,836人であり、事業所数及び従業者数の約7割以上を第三次産業が占める。

阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ1,458か所、11,696人であり、事業所数及び従業者数の約8割を第三次産業が占める。

表2-2-2 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類		泉南市		阪南市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業, 林業	8	56	2	5
	漁業	-	-	1	1
	小計	8	56	3	6
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	1	3
	建設業	170	932	162	719
	製造業	212	4,695	108	1,585
	小計	382	5,627	270	2,307
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	79	2	17
	情報通信業	5	8	10	43
	運輸業, 郵便業	129	3,407	21	315
	卸売業, 小売業	481	4,048	324	2,514
	金融業, 保険業	14	127	16	163
	不動産業, 物品賃貸業	132	630	95	288
	学術研究, 専門・技術サービス業	44	443	59	173
	宿泊業, 飲食サービス業	173	1,465	125	797
	生活関連サービス業, 娯楽業	155	724	161	645
	教育, 学習支援業	57	408	65	422
	医療, 福祉	198	3,932	199	3,462
	複合サービス事業	11	210	8	134
	サービス業(他に分類されないもの)	147	1,672	100	410
	公務(他に分類されないもの)	-	-	-	-
	小計	1,553	17,153	1,185	9,383
	合計	1,943	22,836	1,458	11,696

出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」（令和6年、大阪府）

2-2-2 土地利用

(1) 土地利用

建設予定地が位置する泉南市及び阪南市の土地利用の状況を表2-2-3、図2-2-2に示す。

土地利用の状況は泉南市では森林が45.5%を占め、次がその他の18.9%である。

阪南市では、泉南市と同様に、森林が51.9%を占め、次がその他の16.9%である。

また、泉南市及び阪南市ともに、原野は0%であった。

表2-2-3 土地利用の状況

市	土地利用区分面積(ha)							
	総面積	農用地	森林	原野	河川・水路・水面	道路	宅地	その他
泉南市	4,898	438 (8.9)	2,231 (45.5)	-	214 (4.4)	284 (5.8)	804 (16.4)	927 (18.9)
阪南市	3,617	220 (6.1)	1,876 (51.9)	-	107 (3.0)	207 (5.7)	595 (16.5)	612 (16.9)

注) 1. 令和5年10月1日現在の値。

出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」(令和6年、大阪府)

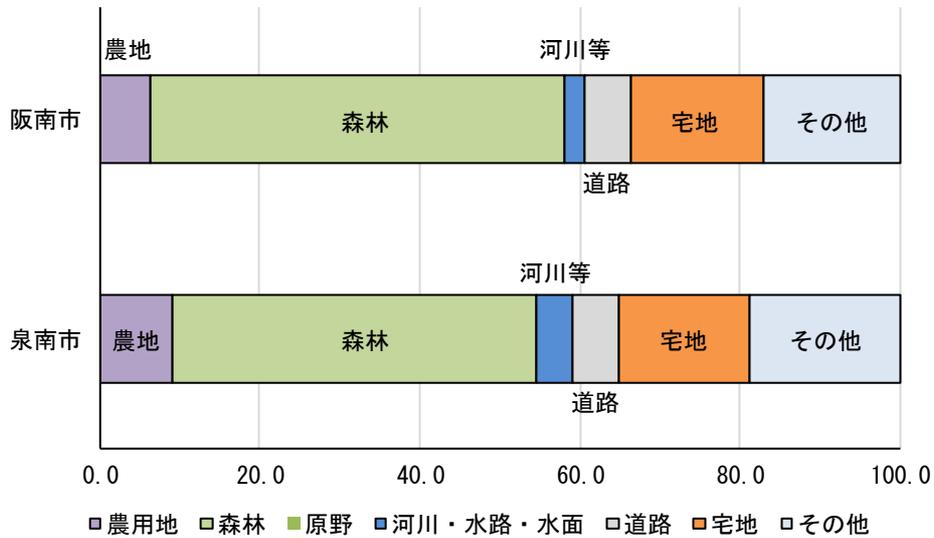


図 2-2-2 土地利用の状況

(2) 都市計画区域

泉南市及び阪南市の用途地域等の状況を表2-2-4に、建設予定地周辺の用途地域等の指定状況を図2-2-3に示す。

令和4年3月31日現在、泉南市の都市計画区域は4,898ha、市街化区域は1,324ha、市街化調整区域は3,574haとなっている。用途地域では、準工業地域が466.0ha(用途地域の34.6%)と最も多く、次いで第1種住居地域が394.6ha(29.3%)、第1種中高層住居専用地域が191.2ha(14.2%)の順となっている。

令和4年3月31日現在、阪南市の都市計画区域は3,617ha、市街化区域は1,194ha、市街化調整区域は2,423haとなっている。用途地域では、第1種低層住居専用地域が389.8ha(用途地域の32.6%)と最も多く、次いで第1種中高層住居専用地域が255.3ha(21.4%)、第1種住居地域が240.2ha(20.1%)の順となっている。

建設予定地は準工業地域に指定されており、建設予定地の周辺は準工業地域及び第1種住居地域に指定されている。

表2-2-4 用途地域等の指定状況

市	都市計画 区域 (ha)	区域区分	指定面積 (ha)	指定 面積比 (%)	用途地域	指定 面積 (ha)	指定 面積比 (%)
泉 南 市	4,898	市街化 区域	1,324 (1,345.6)	27.0 (27.5)	第1種低層住居専用地域	143.5	10.7
					第2種低層住居専用地域	-	-
					第1種中高層住居専用地域	191.2	14.2
					第2種中高層住居専用地域	40.1	3.0
					第1種住居地域	394.6	29.3
					第2種住居地域	22.3	1.7
					準住居地域	-	-
					近隣商業地域	67.6	5.0
					商業地域	1.9	0.1
					準工業地域	466.0	34.6
					工業地域	18.4	1.4
					工業地域専用	-	-
		市街化 調整区域	3,574	73.0			
阪 南 市	3,617	市街化 区域	1,194 (1,193.5)	33.0 (33.0)	第1種低層住居専用地域	389.8	32.6
					第2種低層住居専用地域	5.3	0.4
					第1種中高層住居専用地域	255.3	21.4
					第2種中高層住居専用地域	22.1	1.9
					第1種住居地域	240.2	20.1
					第2種住居地域	149.0	12.5
					準住居地域	-	-
					近隣商業地域	34.3	2.9
					商業地域	-	-
					準工業地域	97.5	8.2
					工業地域	-	-
					工業地域専用	-	-
		市街化 調整区域	2,423	67.0			

注) 1. 令和4年3月31日現在の値。

2. ()内の数値は用途地域の指定面積及び指定面積比を表す。

3. 用途地域は、市街化区域内で指定していない区域と市街化調整区域内で指定している区域があるため、市街化区域と用途地域を指定している区域の面積は一致しない。

出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」（令和6年、大阪府）

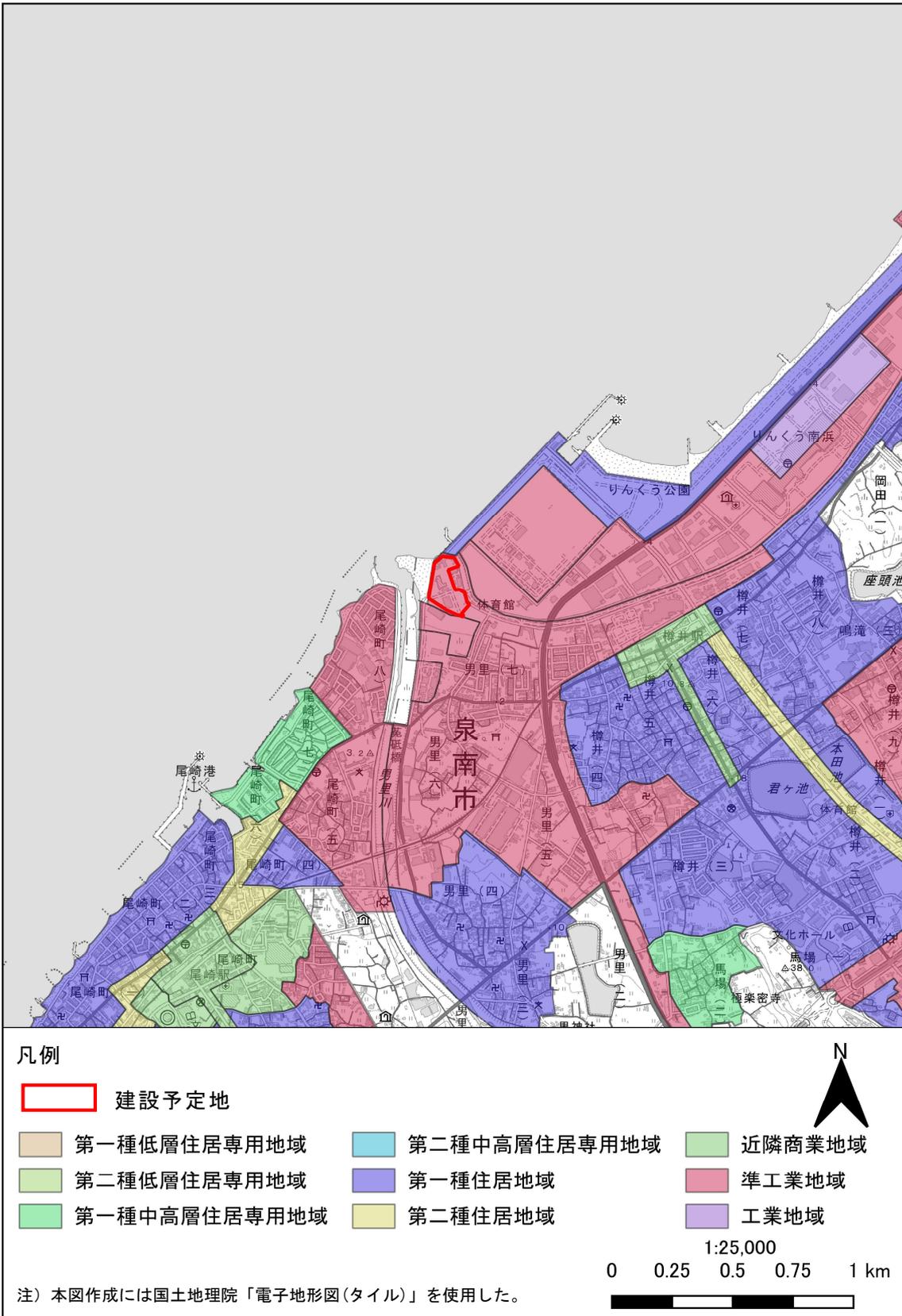


図2-2-3 建設予定地周辺の都市計画図

出典：「国道数値情報 用途地域データ 平成23年度 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29.html>)」(令和6年4月閲覧、国土交通省)

2-2-3 水域とその利用

(1) 河川の利用

「男里川水系河川整備計画(令和元年5月)」によると、男里川及び支流の金熊寺川、山中川、菟砥川は古くから農業用水として利用されている。令和元年5月時点で、男里川で2か所、金熊寺川で19か所、菟砥川で3か所、山中川で3か所の農業用水取水施設がある。また、男里川では、環境学習や野鳥観察のスポット等にも利用されている。

(2) 海域の利用

「男里川水系河川整備計画(令和元年5月)」によると、河口部に岡田漁港、田尻漁港が隣接する。両漁港では、イワシ類、タコ類、イカナゴ、スズキなどが漁獲されている。また、河口部では、天然干潟が形成されており、環境学習等に利用されている。

(3) 地下水の利用

大阪府では、工業用水法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、地下水の採取量を規制しているが、建設予定地及びその周辺は地下水採取の規制を受けない地域である。

2-2-4 交通

建設予定地及びその周辺における主要な道路網及び交通量を表2-2-5(1)～(2)、図2-2-4に示す。

建設予定地周辺の主要道路は、阪和自動車道、一般国道26号、大阪和泉南線、泉佐野岩出線、泉佐野岩出線(新)、和歌山貝塚線、堺阪南線等である。

建設予定地に最寄りの道路は、泉佐野岩出線(新)及び鳥取吉見泉佐野線、和泉砂川停車場線である。

表2-2-5(1) 建設予定地周辺の主要道路における道路交通量（令和3年度）

(単位：台)

路線名	区間 番号	交通量 観測地点名	平日昼間12時間（7～19時） 自動車類交通量			平日24時間自動車類 交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
阪和 自動車道	320	泉佐野JCT～泉南	20548	6024	26572	25791	8520	34311
	330	泉南～阪南	15741	4495	20236	19658	6457	26115
	340	阪南～和歌山 JCT(北)	17200	5002	22202	21467	7075	28542
一般国道 26号	10450	泉佐野市新安松1 丁目	28150	2305	30455	36337	3255	39592
	10460	泉南市幡代1丁目	24731	3436	28167	33628	4116	37744
	10470	泉南市幡代1丁 目・阪南市自然田 1303	19054	719	19773	25263	1304	26567
	10480	泉南市幡代1丁 目・阪南市自然田 1303	24548	919	25467	32508	1581	34089
	10490	阪南市箱作	11570	2471	14041	16094	3282	19376
	10500	泉南郡岬町	15366	2034	17400	20898	2743	23641
	10520	阪南市鳥取中	10271	917	11188	13262	1170	14432
	10530	阪南市自然田	4906	335	5241	6474	392	6866
大阪和泉 泉南線	41670	泉南市新家	8240	424	8664	10346	831	11177
泉佐野 岩出線	42350	泉佐野市笠松 2丁目	8582	778	9360	10856	1218	12074
	42370	泉南市信達童子畑 410	9018	1859	10877	12076	2595	14671
	42360	泉南市信達金熊寺	584	34	618	682	47	729
	42370	泉南市信達童子畑 410	9018	1859	10877	12076	2595	14671
泉佐野岩出 線(新)	42400	泉佐野市りんくう 往来南	19174	4326	23500	25781	6179	31960
	42410	泉南市男里2丁目	12618	3301	15919	16765	4248	21013
	42420	泉南市信達岡中	10287	2131	12418	13467	2805	16268
和歌山 貝塚線	42430	阪南市山中溪	1607	51	1658	1955	118	2073
	42440	泉南市信達市場	2202	47	2249	2866	58	2924
堺阪南線	61080	泉南市男里4丁目	9144	514	9658	11344	694	12038
鳥取吉見泉 佐野線	61490	阪南市尾崎町5丁 目	4851	163	5014	5811	306	6117
	61495	泉南市樽井8丁目	1451	45	1496	1737	88	1825

注) 斜体で示した交通量は推計値。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省）

全国道路・街路交通情勢調査は、定期的（5年毎）に調査を実施。

表2-2-5(2) 建設予定地周辺の主要道路における道路交通量（令和3年度）

(単位：台)

路線名	区間 番号	交通量 観測地点名	平日昼間12時間（7～19時） 自動車類交通量			平日24時間自動車類 交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
新家田尻線	61500	泉南郡田尻町吉見	3977	150	4127	4886	314	5200
大苗代岡田 浦停車場線	61510	泉南市中小路1丁 目	793	15	808	947	39	986
岡田浦停車 場線	61520	-	4329	382	4711	5368	568	5936
和泉砂川停 車場線	61530	-	5506	170	5670	6800	409	7209
樽井停車場 樽井線	61540	泉南市樽井6丁目	2282	54	2336	2797	146	2943
東鳥取南 海線	61550	泉南市男里4丁目	3008	287	3295	3786	432	4218
	61560	阪南市鳥取中	7621	433	8054	9291	777	10068
自然田鳥取 荘停車場線	61570	阪南市さつき台1 丁目	7210	339	7549	8998	665	9663
尾崎停車 場線	61580	-	4329	382	4711	5368	568	5936
和歌山阪 南線	61910	阪南市黒田	13407	548	13955	16565	1158	17723
	61920	阪南市箱作	6916	310	7226	8789	460	9249
	61930	-	6730	230	6960	8629	349	8978

注) 斜体で示した交通量は推計値。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省）

全国道路・街路交通情勢調査は、定期的（5年毎）に調査を実施。

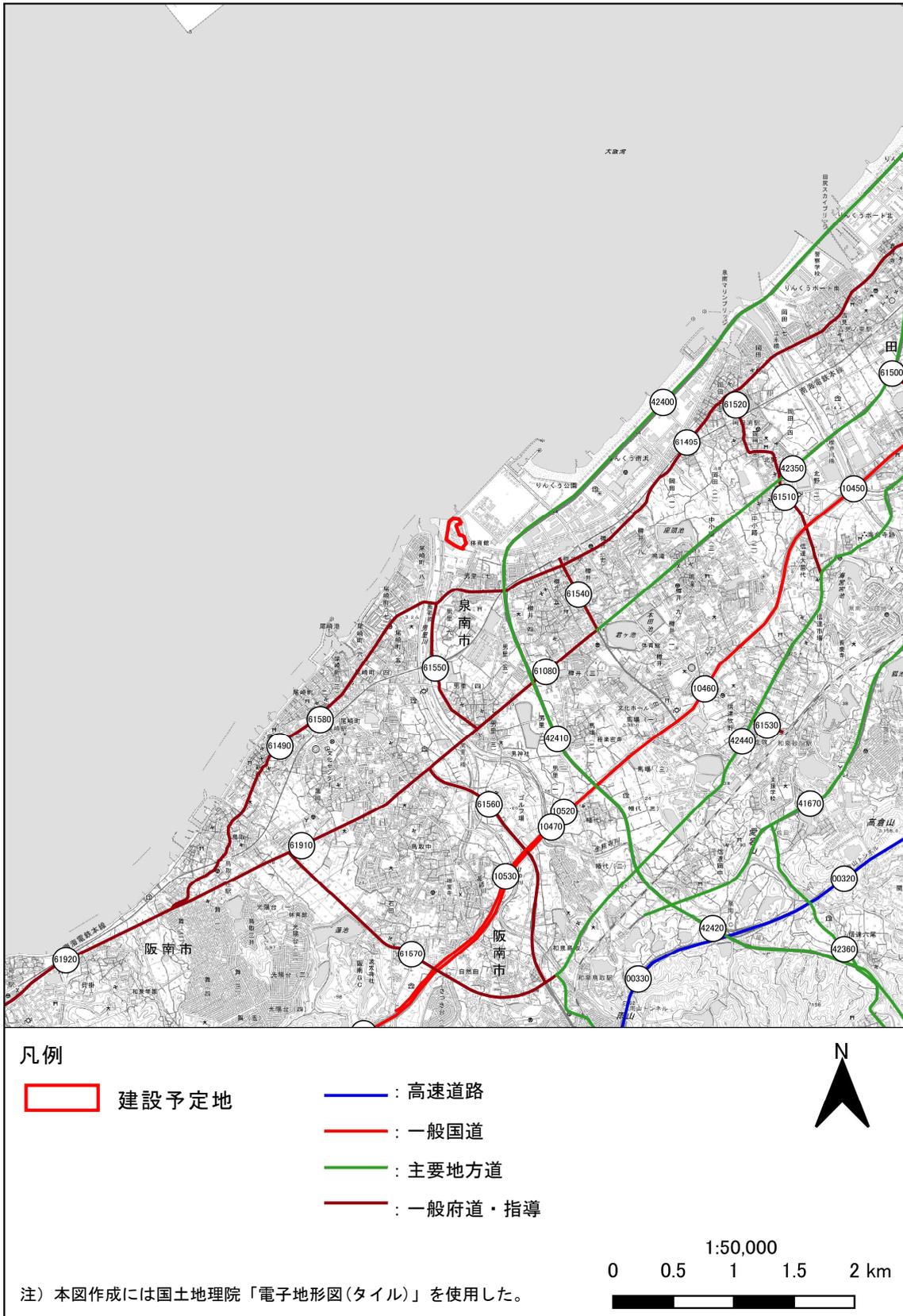


図2-2-4 道路交通量調査地点

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査(可視化ツール) (https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualization2/index.html#13/35.6823/139.7550)」(令和4年10月閲覧、国土交通省)

2-2-5 関係法令

(1) 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」（平成5年、法律第91号）第16条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

また、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）第7条に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められている。

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準を表2-2-6に示す。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質の10項目について定められている。

表2-2-6 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中世ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第4号）
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年、環境省告示第33号）

② 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準を表2-2-7及び表2-2-8に示す。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準として定められており、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は公共用水域ごとに水域類型が指定されている。

建設予定地周辺を流れる男里川は、全域がA類型及び生物Bに指定されている。建設予定地周辺の海域は大阪湾であり、水域は大阪湾（4）に分類され、A類型に指定され、全窒素・全りん及び水生生物の保全に係る環境基準については、類型指定されていない。

表2-2-7 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表2-2-8 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—
<p>《備考》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の$0.9 \times n$番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 6. 類型指定された水域におけるBODの判定は、75%値が環境基準以下の場合に達成するものとしている。 						

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
《備考》 1. 基準値は年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表2-2-8 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出部質 (油分)
A	水産1級水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
《備考》 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20 CFU/100mL以下とする。 2. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3級工業用水環境生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
《備考》 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
《備考》 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

③ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-2-9に示す。

表2-2-9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレン濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第10号）

④ 騒音

騒音に係る環境基準を表2-2-10に示す。地域の類型は、土地利用の状況によって「AA」、
「A」、「B」、「C」の4種の地域の類型に分けて定められており、阪南市における類型の当て
はめは表2-2-11に示すとおりであり、建設予定地はC類型に指定されている。

表2-2-10 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）。
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル。
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）

表2-2-11 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、準工業地域

- (備考) 1. A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
2. この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた区域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」（平成22年、阪南市告示第67号）

⑤ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準を表2-2-12に示す。

なお、本環境基準値は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表2-2-12の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しないこととされている。

表2-2-12 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）

⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準を表2-2-13に示す。

表2-2-13 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 注) 1. pgはピコグラムを表し、1pgは1兆分の1g。
 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
 3. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年、環境庁告示第68号）

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染物質については、「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）のほか「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年、大阪府条例第6号）により、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。

(7) 硫酸化物に関する基準

7. K 値規制

硫酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域区分ごとに定められた規制基準が適用されている。K値（地域別に定める定数）を表2-2-14に示す。対象事業に適用される排出基準は以下のとおりであり、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においても法と同じ基準が定められている。

建設予定地の阪南市は、B地域に指定されている。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q：硫酸化物の許容排出量（単位：温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したm³ 毎時）

K：地域別に定める定数（対象事業に適用される値：1.75）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）

表2-2-14 Kの値

区域	Kの値	
	昭和49年3月31日以前に設置	昭和49年4月1日以降に設置
阪南市	3.5	1.75

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

4. 総量規制

工場・事業場が集積しており、施設ごとの排出規制（K値規制）のみでは環境基準の達成が困難と考えられる一定地域を国が指定し（現在24地域）、都道府県知事により、総量削減計画が作成されている。建設予定の位置する阪南市は、「大気汚染防止法」第5条の2第1項に基づく政令で定めるb-2地域に指定されており、硫酸化物の総量規制基準が適用される。総量規制基準・燃料使用基準を表2-2-15に示す。

総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出許容量が低減するような規制式で表される（原燃料使用量方式）。

$$Q = a \times W^b$$

Q：排出許容量（単位：温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm³ 毎時）

W：特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量（重油換算、kL毎時）

a：削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b：0.80 以上 1.0 未満で、都道府県知事が定める定数

新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用される。

$$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$$

W_i：都道府県知事が定める日以後に特定工場等に新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量

r：0.3 以上 0.7 以下の範囲内で定める定数

表2-2-15 総量規制基準・燃料使用基準

適用地域	規制値
阪南市	① $Q = 5.0W^{0.85}$ ② $Q = 5.0W^{0.85} + 0.3 \times 5.0 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ ③ 0.8%以下（0.5 kL 以上 0.8 kL 未満） 1.0%以下（0.5 kL 未満）

注) 1. ①：総量規制基準、②：特別総量規制基準、③：燃料使用基準

2. ①及び②は、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において、定格で使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量が1時間あたり0.8 kL 以上のものについて適用される。

3. ③は、上記の合計量が1時間あたり0.8 kL 未満の工場等について適用される。新設基準の適用日は昭和52年10月1日。

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）

「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準」（昭和52年、大阪府告示第1322号）

(イ) ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

対象事業に適用される排出基準は、表2-2-16に示すとおりである。

表2-2-16 廃棄物焼却炉のばいじんに係る規制基準 (g/m³N)

大気汚染防止法				条例			
処理能力	O _n	既設	新設 (H10.7.1~)	規模等		A 地域	B 地域 C 地域
4t/h 以上	12	0.08	0.04	火格子面積が 1m ² 以上 2m ² 未満であるか、焼却能力が 100kg/h 以上 200kg/h 未満	連続炉	0.15	0.50
2~4t/h	12	0.15	0.08		連続炉 以外	0.15	0.50
2t/h 未満	12	0.25	0.15				

注) 1. 排出基準の単位は、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのグラムとする。
2. 廃棄物焼却炉に係るばいじんの量は、次式により補正されたばいじんの量とする。

$$\text{補正值} = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C_s : 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。) (%)

O_n : 換算酸素濃度 (%) (廃棄物焼却炉の場合は12%)

出典 : 「大気汚染防止法施行令」 (昭和43年、政令第329号)

「大気汚染防止法施行規則」 (昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」 (平成6年、大阪府規則第81号)

(ウ) 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される窒素酸化物に係る排出基準は、表2-2-17のとおりである。

表2-2-17 廃棄物焼却炉の窒素酸化物に係る規制基準

施設の種類の	規模	定格排ガス量 (万 Nm ³ /h)	排出基準値 (cm ³)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却をおこなうもの (連続炉に限る。)		すべて	450
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (連続炉に限る。)	火格子面積が 2m ³ 以上あるいは、焼却能力が 200kg/h 以上	4 以上	250
		4 未満	700
上記以外の廃棄物焼却炉	連続炉	火格子面積が 2m ³ 以上あるいは、焼却能力が 200kg/h 以上	すべて
	連続炉以外		4 以上

注) 窒素酸化物の量は、次式により算出されたものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (cm³)

O_n : 換算酸素濃度 (%) (廃棄物焼却炉の場合は12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。) (%)

C_s : 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの (m³)

出典 : 「大気汚染防止法施行令」 (昭和43年、政令第329号)

「大気汚染防止法施行規則」 (昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号)

② 騒音に係る規制

(7) 工場又は事業場騒音

工場又は事業場に対しては、「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）により、「特定施設」を有する工場又は事業場からの騒音を規制の対象としている。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の施設についても規制の対象としている。

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を表2-2-18に示す。

建設予定地は第3種区域に指定されている。

表2-2-18 騒音規制法に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前8時から 午後6時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時 から 翌日の午前6時まで
第1種区域		50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域		65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	60 デシベル	60 デシベル

(備考)

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。但し、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - 第2種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第3種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第4種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの同日において既に着工されているものを含む。並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成1年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年、農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年、大阪府条例第6号）

「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準」（平成22年、阪南市告示第69号）

(イ) 道路交通騒音

「騒音規制法」では、自動車騒音が要請限度を超え、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると市町村長が認める場合には、公安委員会に対し道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の措置をとるよう要請することができるとしている。特に必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善及びその他自動車の走行に伴う騒音が減少するよう、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができるとしている。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表2-2-19に示す。

表2-2-19 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日 の午前6時まで
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

昼間 午前6時から午後10時	夜間 午後10時から翌日の午前6時
75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年、総理府令第15号）

(ウ) 特定建設作業騒音

「騒音規制法」では、工業専用地域等を除く区域を対象にくい打機等を使用する特定建設作業を行う場合には、作業に伴って発生する騒音の大きさ、時間制限等に関する規制基準を定めている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の特定建設作業についても規制の対象としている。

特定建設作業に係る規制基準を表2-2-20に示す。

建設予定地は2号区域に指定されている。

表2-2-20 特定建設作業に係る規制基準

適用	特定建設の種類
大阪府生活環境の保全等又は騒音規制法に関する条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2. びょう打機を使用する作業。
	3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6. バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
	7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
	8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
大阪府生活環境の保全等に関する条例	9. 6又は7に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10. コンクリートカッターを使用する作業。（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

区分	基準値 (敷地境界)	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午前7時～ 午後7時	1日あたり10時間	連続6日間	日曜その他の 休日を除く日
2号区域	85 デシベル	午前6時～ 午後10時	1日あたり14時間	連続6日間	日曜その他の 休日を除く日

備考

- 1号区域とは、第1, 2種低層住居専用地域、第1, 2種中高層住居専用地域、第1, 2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
- 2号区域とは、1号区域以外の地域

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年、政令第324号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」

(平成22年、阪南市告示第70号)

③ 振動に係る規制

(7) 工場又は事業場振動

工場又は事業場に対しては、「振動規制法」（昭和51年、法律第64号）により、「特定施設」を有する工場又は事業場からの振動を規制の対象としている。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の施設についても規制の対象としている。

振動規制法及び環境の大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を表2-2-21に示す。

建設予定地は第2号区域（Ⅰ）に指定されている。

表2-2-21 振動規制法に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 8 時
第 1 種 区 域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	60 デシベル
備 考			
1 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。			
2 「第1種区域」、「第2種区域（Ⅰ）」及び「第2種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。			
(1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域			
(2) 第2種区域（Ⅰ） 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域			
(3) 第2種区域（Ⅱ） 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域			
3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう			

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年、環境庁告示第90号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）
「振動規制法に基づく規制基準の設定」（平成22年、阪南市告示第73号）

(イ) 道路交通振動

「振動規制法」では、道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認める場合、道路管理者に対し、当該道路の部分について道路交通振動防止のため舗装、維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請し、又は、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することとしている。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表2-2-22に示す。

表2-2-22 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備 考

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）

(ウ) 特定建設作業振動

「振動規制法」では、工業専用地域を除く区域を対象にくい打機等を使用する特定建設作業を行う場合には、作業に伴って発生する振動の大きさ、時間制限に関する規制基準を定めている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律以外の特定建設作業についても規制基準を定めている。

特定建設作業に係る規制基準を表2-2-23に示す。

建設予定地は2号区域に指定されている。

表2-2-23 特定建設作業に係る規制基準

適用法条例	特定建設作業の種類
振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
大阪府生活環境の保全等に関する条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業

区分	基準値 (敷地境界)	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	75 デシベル	午前7時～ 午後7時	1日あたり10時間	連続6日間	日曜その他の 休日を除く日
2号区域	75 デシベル	午前6時～ 午後10時	1日あたり14時間	連続6日間	日曜その他の 休日を除く日

備考

- 第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
- 2号区域とは、1号区域以外の地域

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年、政令第324号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

「振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分」（平成22年、阪南市告示第75号）

④ 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和46年、法律第91号）では、第1号（敷地境界線）、第2号（排出口）及び第3号（排出水）の3種類の濃度規制基準が定められている。

大阪府では、府内全域が悪臭防止法の規制地域となっており、阪南市では、臭気指数による規制が行われている。

悪臭に係る規制基準を表2-2-24に示す。

表2-2-24 悪臭に係る規制基準

規制項目	臭気指数規制基準値
1号基準 敷地境界線上の規制基準	臭気指数 10
2号基準 気体排出口の規制基準	法で定められた計算式により求められた臭気強度または臭気指数
3号基準 排出水の規制基準	臭気指数 26

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年、総理府令第39号）

⑤ 土壤汚染に係る規制

土壤汚染については、「土壤汚染対策法」（平成14年、法律第53号）に基づき、特定有害物質の濃度基準が定められている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律以外の項目についても基準を定めている。

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準を表2-2-25に示す。

表2-2-25 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準

種別	項目	溶出量基準	第2溶出量基準	含有量基準	
大阪府生活環境の保全等に関する条例	第一種特定有害物質	クロエチレン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
		四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1mg/L 以下	—
		1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	—
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
		ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
		1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下	—
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	—
		トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
		ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
		第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
	六価クロム化合物		0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
	シアン化合物		検出されないこと	1 mg/L 以下	遊離シアン 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物		0.0005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
	アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	—
	セレン及びその化合物		0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	鉛及びその化合物		0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	砒素及びその化合物		0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	第三種特定有害物質	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
		ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
		シマジン	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	—
		チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	—
		チウラム	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	—
	ダイオキシシン類	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003 mg/L 以下	—
		有機燐	検出されないこと	1 mg/L 以下	—
		ダイオキシシン類	—	—	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年、環境省令第29号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

2-2-6 その他の事項

(1) 環境の保全上配慮が必要な学校や病院等の施設及び住宅の配置

① 学校や病院等

建設予定地の周辺における学校、保育園、幼稚園及び児童館の一覧を表 2-2-26 に、位置は図 2-2-5 に、病院の一覧を表 2-2-27 に、位置は図 2-2-6 に、福祉施設等の一覧を表 2-2-28 に、位置は図 2-2-7 に示す。

特に、建設予定地の近傍には浜風こども園があるため、収集車両、工事搬入搬出車両には留意する必要がある。

表2-2-26 学校、保育園、幼稚園及び児童館一覧

区分	番号	名称	住所
小学校	小1	泉南市立 樽井小学校	泉南市樽井4丁目29-1
	小2	阪南市立尾崎小学校	阪南市尾崎町5丁目33-8
高等学校	高1	大阪府立りんくう翔南高等学校	泉南市樽井2丁目35-54
保育所等・幼稚園等	保1	ニチイキッズ泉南保育園	泉南市樽井8丁目7-5
	保2	あいうえお 尾崎園	阪南市下出39-7福森ビル1F
	保3	Little 愛 Land	泉南市樽井3丁目37-3
	保4	浜風こども園	泉南市男里7丁目9-15
	保5	たるいこども園	泉南市樽井6丁目9-10
	保6	認定こども園 飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町5丁目33
児童館	児1	泉南市立青少年センター別館（児童館）	泉南市樽井9丁目16-2
	児2	阪南市立学童保育所尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町5丁目33-8
	児3	泉南市立学童保育樽井小学校 チビッコホーム	泉南市樽井4丁目29-1

注) 番号は、図2-2-5 に対応している。

出典：「国土数値情報 福祉施設データ（令和3年度）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html>）」（令和6年4月閲覧、国土交通省）（6月17日組合修正）

表2-2-27 病院一覧

区分	番号	名称	住所
	病1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会新泉南病院	泉南市りんくう南浜3-7
	病2	ひがき眼科	泉南市樽井5丁目29-20
	病3	イケブチ歯科	泉南市樽井5丁目33-25
	病4	藤澤歯科医院	泉南市樽井5丁目39-12
	病5	医療法人三優会 青木整形外科	泉南市樽井5丁目37-17
	病6	医療法人亮仁会 曾和内科クリニック	泉南市樽井5丁目37-15
	病7	山上医院	泉南市樽井6丁目10-7
	病8	医療法人悠真会 すずもと耳鼻咽喉科	泉南市樽井2丁目33-27
	病9	医療法人若狭歯科医院	泉南市樽井6丁目3-19
	病10	医療法人 泉心会 吉田歯科クリニック	泉南市樽井4丁目18-51
	病11	イッセイ心臓内科クリニック	泉南市樽井2丁目33-12
	病12	のがみ泉州リハビリテーションクリニック	泉南市樽井1丁目4-11
	病13	医療法人たじま歯科	泉南市樽井2丁目23-5
	病14	医療法人 晴心会 野上病院	泉南市樽井1丁目2-5
	病15	かめもと歯科医院	泉南市男里6丁目14-3
	病16	医療法人 中井医院	阪南市尾崎町8丁目1-2
	病17	こうち歯科	阪南市尾崎町4丁目16-15-1
	病18	玉井内科クリニック	阪南市尾崎町2丁目12-11
	病19	まつかわ脳神経外科クリニック	阪南市尾崎町2丁目5-24
	病20	医療法人 岡胃腸科・内科	阪南市下出262-3
	病21	こばた眼科	阪南市下出738-1
	病22	つちだ歯科医院	阪南市尾崎町112-10ネゴロ第1ビル1F
	病23	医療法人 福森歯科	阪南市尾崎町106-1
	病24	伊崎歯科医院	阪南市尾崎町2丁目2-9
	病25	角谷内科医院	阪南市下出164-2
	病26	医療法人 葛原耳鼻咽喉科	阪南市下出105-1
	病27	上野山眼科	阪南市下出719-1サンウエルビル2階
	病28	三井歯科医院	阪南市下出719-1
	病29	社会医療法人生長会 阪南市民病院	阪南市下出17
	病30	谷ロクリニック	阪南市下出37-5中村ビル2階
	病31	はじめメンタルクリニック	阪南市下出51-5
	病32	くすもと整形外科	阪南市尾崎町90-1
	病33	くき歯科医院	阪南市尾崎町93-9九鬼ビル1F
	病34	森井歯科クリニック	阪南市尾崎町1丁目8-28
	病35	野村内科	阪南市下出40-11ネゴロビル1F
	病36	あまの皮ふ科	阪南市尾崎町53-1MKビル2F
	病37	大河内歯科医院	阪南市下出41-4ヨシトビル2F
	病38	こばやし矯正歯科	阪南市下出45-2コモド尾崎1F
	病39	岡野歯科医院	阪南市尾崎町87-1
	病40	高松泌尿器科	阪南市新町52-1
	病41	細濱歯科医院	阪南市黒田582-5

注) 番号は、図2-2-6に対応している。

出典：「国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html)」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

表2-2-28 福祉施設等一覧

区分	番号	名称	住所
福祉施設	福1	あいびあデイサービスセンター	泉南市樽井1-8-47
	福2	ライフケア尾崎	阪南市尾崎町204-6
	福3	泉南特別養護老人ホームなでしこりんくう	泉南市りんくう南浜3-7
	福4	なでしこりんくう在宅介護支援センター	泉南市りんくう南浜3-7
	福5	介護福祉施設ぶどう	泉南市樽井7丁目23-3
	福6	社会福祉法人ブロードハーモニー特別養護老人ホームふれ愛四季の郷	阪南市 尾崎町504-1
	福7	尾崎あいホーム二番館	阪南市下出274-1
	福8	泉南市立鳴滝老人憩の家	泉南市樽井8丁目3-1
	福9	住宅型有料老人ホーム みどりの苑 泉南市	泉南市男里7丁目11-8
	福10	グループホームほうゆう	泉南市男里5丁目18-5
	福11	泉南ふれ愛の里	泉南市樽井4丁目33-4

注) 番号は、図2-2-7 に対応している。

出典：「国土数値情報 福祉施設データ（令和3年度）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html>）」（令和6年4月閲覧、国土交通省国土政策局）

② 住宅

建設予定地の周辺の住宅の状況は、男里川を挟んで、建設予定地の西側約40mに住宅があり、東側約200mに住宅が存在する。



図2-2-6 病院の位置

出典：「国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html）」（令和6年4月閲覧、国土交通省）



図2-2-7 福祉施設等の位置

出典：「国土数値情報 福祉施設データ（令和3年度）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html>）」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

(2) 史跡、文化財

建設予定地周辺における史跡、文化財の状況として、指定文化財は表 2-2-29、図 2-2-8 に、埋蔵文化財は表 2-2-30、図 2-2-9 に示す。

指定文化財については、国から指定された「男神社拝殿及び幣殿」、「成子家住宅主屋」及び大阪府から指定された「光平寺石造五輪塔」が存在する。

埋蔵文化財については、建設予定地周辺に「天神ノ森遺跡」、「福島遺跡」、「キレト遺跡」等が存在する。

現工場が稼働中であるが、影響は確認されていない。建設予定の新施設の規模は現工場より小さく、環境負荷が小さくなることから影響がないと考えられる。また、建設予定地周辺に指定文化財、埋蔵文化財はない

表2-2-29 指定文化財の指定状況

指定	番号	種別	名称	住所	指定年月日
国	1	建築物	男神社 男神社拝殿及び幣殿 男神社旧拝殿及び幣殿（社務所） 男神社透塀	泉南市男里 3 丁目 16-1	2017. 10. 27
	3	建築物	成子家住宅 成子家住宅主屋 成子家住宅離れ 成子家住宅表門 成子家住宅塀 成子家住宅酒蔵一 成子家住宅酒蔵二 成子家住宅酒蔵三 成子家住宅酒蔵四 成子家住宅土蔵一 成子家住宅土蔵二	大阪府阪南市尾崎 3-13-6	2001. 10. 12
大阪府	1	建築物	男神社本殿 末社若宮神社本殿	泉南市男里 3 丁目 16-1	2016. 4. 5
	2		光平寺石造五輪塔	泉南市男里 3 丁目 5-26	1977. 3. 31

注) 番号は、図2-2-8に対応している。

出典：「大阪府内指定等文化財一覧表 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html>)」(令和6年4月閲覧、大阪府)

表2-2-30 埋蔵文化財の指定状況

番号	名称	種類
1	福島遺跡	-
2	氏の松遺跡	集落跡
3	天神ノ森遺跡	散布地
4	高田遺跡	集落石
5	男里北遺跡	散布地
6	戒畑遺跡	集落跡
7	尾崎海岸遺跡	生産遺跡
8	尾崎清水遺跡	散布地
9	馬川北遺跡	散布地、集落跡
10	馬川遺跡	散布地
11	内畑遺跡	散布地
12	黒田北遺跡	散布地
13	皿田池古墳	古墳
14	男里遺跡	集落跡
15	光平寺跡	社寺跡
16	専徳寺遺跡	集落跡
17	樽井南遺跡	集落跡、生産遺跡
18	男里東遺跡	集落跡
19	長山遺跡	集落跡
20	山ノ宮遺跡	散布地
21	前田池遺跡	集落跡
22	座頭池遺跡	散布地
23	本田池遺跡	集落跡
24	キレト遺跡	散布地
25	根来街路	その他

注) 番号は、図2-2-9に対応している。

出典：「大阪府地図情報システム (<https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/>)」(令和6年4月閲覧、大阪府)



図2-2-8 指定文化財の位置

出典：「大阪府内指定等文化財一覧表 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html>)」(令和6年4月閲覧、大阪府)



図2-2-9 埋蔵文化財の位置

出典：「大阪府地図情報システム (<https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/>)」(令和6年4月閲覧、大阪府)